

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 田沢湖・角館・西木合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条第1項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、田沢湖・角館・西木合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、田沢湖・角館・西木合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 重要な事項について、幹事会は会長の承認を得て、田沢湖町、角館町、西木村(以下「関係町村」という。)の助役を含めて協議又は調整することができる。

3 前2項に規定するもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長1名及び副幹事長2名を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成15年6月27日決裁)

この規程は、平成15年6月27日から施行する。

別表 (第3条関係)

区 分	職	名
田 沢 湖 町	総務課長	企画振興課長
角 館 町	総務主幹	企画政策課長
西 木 村	総務課長	総務課参事